

第121回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2023年2月24日（金曜日）
午前10時

開催
場所

東京都港区赤坂7丁目5番56号
ドイツ文化会館1階

目次

● 第121回 定時株主総会招集ご通知	1
● 株主総会参考書類	2
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件	
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	
● 事業報告	9
● 連結計算書類等	23
● 計算書類等	39

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただき、書面により事前に議決権を行使いただくようお願い申し上げます。
株主の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

書 面 に よ る 議 決 権 行 使 期 限
2023年2月22日（水曜日）午後5時まで



証券コード 4361
2023年2月8日

株 主 各 位

東京都千代田区内神田2丁目8番4号
(本社事務所 埼玉県川口市領家4丁目6番42号)

川口化学工業株式会社

代表取締役社長 山 田 秀 行

第121回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第121回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り会場への出席をお控えいただき、書面による議決権行使をお願いいたします。つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、2023年2月22日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年2月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都港区赤坂7丁目5番56号 ドイツ文化会館1階
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第121期（自2021年12月1日至2022年11月30日）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第121期（自2021年12月1日至2022年11月30日）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
 - 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kawachem.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承下さい。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき50円 総額60,873,450円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年2月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第15条は、株主総会参考書類の内容である情報について、電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(2) 上記の新設に伴い、条数の繰下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第15条 (電子提供措置等) 1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2. 当会社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第15条～第41条 <条文省略>	第16条～第42条 <現行どおり>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いいたします。

監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	再任 やま だ ひで ゆき 山 田 秀 行 (1969年3月26日生)	2000年4月 当社入社 2003年6月 当社参与 2007年2月 当社取締役総務部長 2007年6月 当社取締役業務部長 2009年8月 当社常務取締役 営業担当 2010年2月 当社常務取締役 経営企画・営業担当 2011年2月 当社常務取締役 営業担当 2013年2月 当社常務取締役 営業・業務担当 2014年2月 当社常務取締役 業務担当 2016年2月 当社常務取締役 経営企画・業務担当、経営企画室長 2018年12月 当社常務取締役 経営企画・業務担当 2020年12月 当社常務取締役 業務担当 2021年2月 当社代表取締役社長（現） （重要な兼職の状況） 開溪愛（上海）貿易有限公司董事長	14,500株
	取締役候補者とした理由 2000年4月の入社以降、当社グループの総務・業務部門の業務に携わり、2021年2月からは当社代表取締役社長として、経営の指揮をとり業績向上に大きな貢献を果たしてきました。現在も、当社グループの経営の統括として豊富な経験と知識を有し、また、職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	再 任 かや の たか し 萱 野 高 志 (1959年2月9日生)	1981年4月 当社入社 2009年12月 当社研究開発部長 2011年12月 当社川口工場長 2013年2月 当社取締役 川口工場長 2016年2月 当社取締役 川口工場担当、川口工場長 2016年6月 当社取締役 市場開発・品質保証・研究開発・川口工場担当 2018年2月 当社取締役 技術監理、品質保証・研究開発・市場開発担当 2019年2月 当社常務取締役 技術監理、品質保証・研究開発・市場開発担当（現） （重要な兼職の状況） 有限会社ケーシーアイサービス取締役	1,500株
取締役候補者とした理由 1981年4月の入社以降、当社グループの研究開発・製造部門の業務に携わり、現在も、同部門の統括として豊富な経験と知識を有し、また、職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。			
3	再 任 あん どう ひる ゆき 安 藤 博 之 (1963年1月3日生)	1985年4月 当社入社 2010年12月 当社業務部長兼生産物流管理グループリーダー 2016年6月 当社川口工場長 2018年2月 当社取締役 生産、川口工場担当、川口工場長 2021年2月 当社取締役 生産、川口工場・業務担当、川口工場長 2022年6月 当社取締役 生産、川口工場・業務担当（現） （重要な兼職の状況） 有限会社ケーシーアイサービス取締役	2,200株
取締役候補者とした理由 1985年4月の入社以降、当社グループの業務・製造部門の業務に携わり、現在も、同部門の統括として豊富な経験と知識を有し、また、職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	再 任 いずもと まさる 泉 本 勝 (1961年3月6日生)	1994年3月 当社入社 2018年12月 当社営業部専門部長 大阪営業所長 2020年2月 当社取締役 販売、中国・大阪担当、大阪営業所長 2020年10月 当社取締役 販売、中国・大阪担当 2020年12月 当社取締役 販売、営業担当、営業部長（現） （重要な兼職の状況） 開溪愛（上海）貿易有限公司董事	800株
取締役候補者とした理由 1994年3月の入社以降、当社グループの営業部門の業務に携わり、現在も、同部門の統括として豊富な経験と知識を有し、また、職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。			
5	新 任 ほん ま よし たか 本 間 義 隆 (1967年1月16日生)	2020年9月 当社入社 2020年12月 当社経理部専門部長 2021年3月 当社経理部長（現） （重要な兼職の状況） 開溪愛（上海）貿易有限公司監事	100株
取締役候補者とした理由 2020年9月の入社以降、当社グループの経理部門の業務に携わり、現在も、同部門の統括として豊富な経験と知識を有し、また、職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について、当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額会社が負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者となり、2023年11月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任する荻野幹雄氏、鎌田明守氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社基準に基づき相当の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金につきましては、当社の業績及び企業価値の向上に尽力し、取締役としての職務を適切に遂行したため贈呈するものであり、その金額は当社「監査等委員でない取締役退職慰労金支給規程」に基づき、役位、在任年数等に応じた役員退職慰労金算定基準により算定し、取締役会の決議により決定しております。なお、代表取締役への再一任は行っておりません。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
おぎ の みき お 雄 荻 野 幹 雄	2010年 2 月 当社取締役 2016年 2 月 当社常務取締役（現）
かま だ あき もり 鎌 田 明 守	2014年 2 月 当社取締役（現）

以上

（ご参考）スキルマトリックス「本株主総会後の予定」

当社は、『有益な化学品の研究開発、製造、販売によって社会に貢献し、事業の成長発展を通じて社員の生活向上を図り、利潤の適正な配分を以って株主の負託に応える』ことを基本理念とし、グローバル市場へ付加価値を付与する製品を一つでも多く送り出し、持続的な成長と企業価値向上を目指し、ステークホルダーの負託に応えるべく、グローバルビジネス、ガバナンス、サステナビリティを重視した経営に取り組んでまいります。

氏 名	地 位	独立性 (社外)	企業経営 経営戦略	人事 労務	財務 会計	営業 マーケ ティング	技術 研究開発	法務 コンプラ イアンス	IR	IT
やまだ ひでゆき 山田 秀行	代表取締役社長		●			●			●	
かやの たかし 萱野 高志	常務取締役		●				●			
あんどう ひろゆき 安藤 博之	取締役		●	●			●			
いずもと まさる 泉本 勝	取締役		●			●				
ほんま よしたか 本間 義隆	取締役		●		●					●
なかむら かずや 中村 一哉	取締役 (監査等委員)	●			●					
いしがみ なおひろ 石上 尚弘	取締役 (監査等委員)	●						●		
なかにし かずとし 中西 和俊	取締役 (監査等委員)		●		●					

※上記は、各人の有する全てのスキル・経験・能力・その他、知見や素養を表しているものではありません。

第121期 事業報告

(自2021年12月1日 至2022年11月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症に起因する行動制限の緩和や解除を進める欧米諸国とゼロコロナ対策を続ける中国で景気回復に二極化がみられました。また、ウクライナ情勢に改善の兆しがみられない中、エネルギー価格の高止まりやインフレ圧力が長期化しています。

米国では、新型コロナウイルス感染症による行動制限が大幅に緩和され個人消費を中心に景気が堅調に推移していましたが、物価の高騰や政策金利の大幅な引き上げが需要抑制に作用し景気拡大ペースが鈍化しています。

中国においては、ゼロコロナ対策の影響を受け、個人消費の低迷、生産活動の制限が深刻化し景気が減速しました。

日本経済は、緩やかに景気の持ち直しの動きが続いているものの、エネルギー価格や原材料価格の高騰、物流網の混乱は継続しており景気回復への足かせとなり、急激な円安は輸入企業の業績や個人消費の悪化が懸念され不透明な状況が続いています。

当社グループに関係の深い自動車産業においては、中国でのロックダウンによるサプライチェーンの混乱、長引く半導体部品の供給不足や物流網の混乱により生産調整が継続されました。

このような環境の中、当社グループは2022年を起点とする中期経営計画（第121期「2022」から第125期「2026」まで）に取り組んでおり、その中で設定した目標の実現に向け、これまで培ってきた合成技術を最大限に活用し、受託合成品の拡大、品質・技術に優位性を持つ医療用ゴム用途製品、医療用途脱水縮合剤の製造販売に力を注ぎ、成長分野での市場拡大を積極的に進めました。

また、原材料価格、エネルギーコスト及び物流費高騰の影響を強く受け、利益確保が厳しい状況の中、全社規模でのコスト削減、急激な為替変動に対する原料調達並びに販売における迅速かつ柔軟な対応、コスト上昇に応じた製品への価格転嫁に総力を挙げて推進いたしました。

ゴム薬品の販売は、自動車関連の国内外での減産と中国でのロックダウンの影響を受け、販売数量は前期を下回りましたが、売上は前期並みを確保しました。樹脂薬品、中間体及びその他薬品については売上が前期を上回りました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は83億68百万円（前期比5.4%増）、営業利益は2億93百万円（同22.8%減）、経常利益は3億2百万円（同21.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億18百万円（同22.2%減）となりました。

セグメント別売上高

(単位：百万円)

セグメント	第120期 (2021年11月期) (前期)	第121期 (2022年11月期) (当期)	増減率 (△印減)
化学工業薬品事業	7,901	8,330	5.4%
不動産賃貸事業	37	38	0.1%
合 計	7,939	8,368	5.4%

(2) 化学工業薬品事業の部門別の状況

＜ゴム薬品＞

ゴム薬品の分野において、国内向け海外向け共に自動車関連産業の世界的な半導体不足、新型コロナウイルス感染症の再拡大による減産の影響を強く受け、自動車部品関連向け製品の販売数量が減少しました。

また、当社が得意とする医療用ゴム用途製品は、特需が一段落し販売が減少、海外向けも新規製品の販売が減少、売上は前期を下回りました。タイヤ向け製品は、顧客の稼働が堅調に推移し、売上が前期を上回りました。合成ゴム向けは、顧客の稼働が低調に推移した結果、販売が減少し、売上が前期を下回りました。

一方、既存製品並びに新規製品の拡販により販売を伸ばした製品も多くありました。

また高騰する原材料価格、エネルギーコスト等の製品価格への転嫁に注力しました。

この結果、国内・輸出合わせてのゴム薬品の売上高は45億36百万円（前期比1.1%減）となりました。

＜樹脂薬品＞

樹脂薬品の分野は、国内向けについては、主要顧客であるアクリル酸・アクリル酸エステル需要が低調に推移したことにより主要製品である重合防止剤の販売が減少しましたが、一部拡販ができた製品もありました。また、当社の合成技術を基盤とする高機能添加剤の販売が大きく伸びました。海外向けは、新規で獲得した顧客への重合防止剤の販売が堅調に推移し売上を伸ばしました。電子材料関連への販売も増加し、売上は前期を上回りました。

この結果、樹脂薬品部門合計の売上高は10億83百万円（前期比24.0%増）となりました。

＜中間体＞

中間体部門においては、農薬中間体は、販売が好調に推移し売上が前期を大きく上回りました。医薬中間体は、医療用途脱水縮合剤の販売が前期を下回りました。界面活性剤中間体は、需要が低調に推移したことにより売上は前期を下回りました。

この結果、中間体部門合計の売上高は12億23百万円（前期比5.7%増）となりました。

＜その他＞

環境用薬剤においては、需要の増加に迅速に対応したことにより販売を増やし、売上は前期を上回りました。

新規用途向けは、当社が得意とする合成技術を基盤とする製品の販売に注力し、電子材料用途製品を始め品質・技術に優位性を持つ多くの製品で販売を伸ばしました。

この結果、この部門合計の売上高は14億86百万円（前期比16.0%増）となりました。

(3) 設備投資等の状況

当期の設備投資の総額は3億81百万円であります。

(4) 資金調達の状況

設備投資資金は、自己資金でまかないました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当はありません。

(6) 事業の譲受けの状況

該当はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当はありません。

(9) 対処すべき課題

第121期（2022年11月期）を初年度とする中期経営計画ACCEL2026【第121期（2022年11月期）から第125期（2026年11月期）】がスタートし、1年が経過しました。

当社グループは将来にわたり持続的な成長を続けるために長期的な視野と戦略が必要と考え、市場変化への対応、並びにSDGs（持続可能な開発目標）を意識し、5つの事業戦略①新製品開発の推進②市場拡大への挑戦③設備投資による環境負荷の低減④経営資源活用の最大化⑤システムの効率利用の推進を実践しております。

（詳細については当社ウェブサイト <https://www.kawachem.co.jp/ir/other/>をご参照下さい。）

当社グループを取り巻く環境は、欧米など多くの国・地域での厳しい金融引き締め、ロシアのウクライナ侵攻で資源価格が高騰、中国では厳しいロックダウンが経済活動を抑制しサプライチェーンの混乱をもたらしました。日本国内では経済正常化の遅れ、半導体不足による自動車生産の減産、資源高と円安による経済活動の停滞感も強く影響しました。

このような不安定・不確定要因が多かったACCEL2026初年度ではありましたが、事業戦略の推進により、売上高、経常利益においては、中期経営計画数値を上回りました。

今後の当社グループを取り巻く事業環境は、国内においては新型コロナウイルス感染症のワクチン接種普及により経済活動に回復が期待される一方、海外においてはウクライナ情勢の長期化による国際的政治・経済状況への懸念、世界的な金融引き締めによる景気減速リスク、それに伴う急激な円安による原材料価格・資源価格の高騰等、先行き不透明な状況が今後も懸念されます。当社グループは、中期経営計画で挙げた新製品開発の推進や市場拡大への挑戦を始めとする5つの事業戦略を積極的かつ持続的に実践することで、今後も見込まれる社会情勢の変化への対応を柔軟に行い、企業価値を向上させていくと共に、社会への貢献の実現を目指すことで、よりよい未来を持続的に築いてまいります。一方、企業の社会的責任を果たすべく、SDGs（持続可能な開発目標）を視野に入れながらリスク管理やコンプライアンスを徹底し、より社会への貢献を意識して事業活動を進めてまいります。

今後とも株主の皆様の一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

年度(期) 項 目	第 118 期 (2018・12~2019・11)	第 119 期 (2019・12~2020・11)	第 120 期 (2020・12~2021・11)	第 121 期 (2021・12~2022・11)
売 上 高	7,488	6,628	7,939	8,368
親会社株主に帰属する当期純利益	146	59	281	218
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	120.48円	48.73円	230.99円	179.75円
総 資 産	7,285	7,189	7,894	8,321

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首より適用しており、第121期(当連結会計年度)に係る売上高については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(11) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の持株比率	主 要 な 事 業 内 容
開溪愛（上海）貿易有限公司	80百万円	100.0%	ゴム薬品及び化学薬品の仕入並びに販売

（注）当社の子会社は、連結子会社の開溪愛（上海）貿易有限公司及び非連結子会社の(有)ケーシーアイサービスの2社であります。

なお、(有)ケーシーアイサービスの状況は、次のとおりです。

会 社 名	資 本 金	当社の持株比率	主 要 な 事 業 内 容
(有)ケーシーアイサービス	3百万円	100.0%	化学薬品製造請負及び販売

(12) 主要な事業内容

① 下記製品の製造及び販売

ゴム薬品 加硫促進剤、加硫剤、老化防止剤、加工助剤、しゃく解剤

樹脂薬品 酸化防止剤、重合防止剤・調整剤

中 間 体 染顔料中間体、医薬・農薬中間体

そ の 他 機能性化学品、その他各種工業薬品

② 不動産賃貸

(13) 事業所及び工場

① 当社

本 社 東京都千代田区

本社事務所 埼玉県川口市

営 業 所 大阪市西区

工 場 川口工場（埼玉県川口市）

② 主要な子会社

開溪愛（上海）貿易有限公司 中華人民共和国上海市

(14) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 令	平 均 勤 続 年 数
男 性	154名	4名増	42.5才	16.3年
女 性	17	2名増	40.4	12.4
合計又は平均	171	6名増	42.3	15.9

(15) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,392百万円
株式会社三菱UFJ銀行	625
株式会社みずほ銀行	520
株式会社三井住友銀行	300

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 1,217,469株(自己株式 2,531株を除く。)
- (2) 株主数 1,844名
- (3) 大株主

株主名	持株数	持株比率
山田化成株式会社	201,480株	16.6%
正喜商事株式会社	121,000株	9.9%
山田史郎	28,200株	2.3%
今川和明	25,600株	2.1%
三井化学株式会社	25,000株	2.1%
山田善大	20,650株	1.7%
山田吉隆	20,261株	1.7%
両角義信	20,000株	1.6%
日本証券金融株式会社	16,100株	1.3%
藤本博嗣	15,600株	1.3%

(注) 持株比率は自己株式(2,531株)を控除して算定しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 田 秀 行	開溪愛（上海）貿易有限公司董事長
常 務 取 締 役	荻 野 幹 雄	人事労務、財務経理 担当、有限会社ケーシーアイサービス代表取締役
常 務 取 締 役	萱 野 高 志	技術監理、品質保証・研究開発・市場開発 担当、有限会社ケーシーアイサービス取締役
取 締 役	鎌 田 明 守	企画、経営企画・システム推進 担当
取 締 役	安 藤 博 之	生産、川口工場・業務 担当、有限会社ケーシーアイサービス取締役
取 締 役	泉 本 勝	販売、営業 担当、営業部長、開溪愛（上海）貿易有限公司董事
取締役（常勤監査等委員）	中 村 一 哉	監査等委員会委員長
取締役（監査等委員）	石 上 尚 弘	株式会社アピリッツ監査役
取締役（監査等委員）	中 西 和 俊	

- (注) 1. 取締役中村一哉、石上尚弘の両氏は、社外取締役であり、両氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 常勤監査等委員中村一哉氏は、金融機関での勤務経験が長く、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、上記の被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求及び公的機関による調査に起因して生じた防御費用及び損害賠償金・和解金を当該保険契約により填補することとしております。また、主に被保険者の故意による法令違反や犯罪行為等や身体障害又は財物損壊、保険開始前に既に生じている損害賠償請求等に関連する損害賠償請求等、役員等賠償責任保険契約が役員等に過度なインセンティブとならないよう、一定の免責事由があります。なお、役員等に対する免責金額の設定はなく、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社グループ及び子会社の取締役であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（監査等委員）中村一哉氏、石上尚弘氏及び中西和俊氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(4) 取締役の報酬制度の概要

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員であるものを除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会の決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

「取締役（監査等委員であるものを除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」

＜報酬の構成並びに水準等＞

- ・ 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬については、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬である賞与、退職慰労金で構成しております。
- ・ 基本報酬は客観性、適正性を確保する観点から、世間水準、各役職の職責内容、従業員給与との対比等を勘案し役位別に定めております。
- ・ 業績連動報酬である賞与については、短期の業績を評価する観点から妥当であるとの判断により、役位別基本報酬に連結経常利益を指標とした月数を乗じ決定しており、当事業年度における当該業績連動報酬に係る実績については16,500千円であります。なお、支給上限は基本報酬の3ヶ月と定めております。

＜報酬決定プロセス＞

- ・ 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額の決定にあたっては、取締役報酬規程、取締役賞与基本方針・基準に従い、監査等委員会から助言及び提言を受け、每期取締役会にて決議し、代表取締役への再一任は行っておりません。
- ・ 取締役（監査等委員であるものを除く）の退職慰労金については、取締役退職慰労金支給規程に基づき引当処理を行っており、株主総会において慰労金贈呈議案の承認を経て、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については、取締役会にて決議し、代表取締役への再一任は行っておりません。

取締役（監査等委員であるものを除く）の個人別の報酬等の決定にあたっては、決定方針と整合性も含めて監査等委員会から助言及び提言を受けており、取締役会においても報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、監査等委員会の決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

「監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」

＜報酬の構成並びに水準等＞

- ・ 監査等委員である取締役の報酬については、固定報酬と退職慰労金で構成しており、業績連動報酬は支給しないことを定めております。
- ・ 固定報酬は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況、取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬とのバランス、及び世間水準等を考慮し定めております。

＜報酬決定プロセス＞

- ・ 各監査等委員である取締役の報酬額については、監査等委員である取締役の協議により決定し、取締役会へ報告を行っております。

②取締役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬限度額は、2016年2月25日開催の第114回定時株主総会により年額1億20百万円以内（当該定時株主総会終結時の員数5名）と定められ、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年2月25日開催の第114回定時株主総会により年額30百万円以内（当該定時株主総会終結時の員数3名）と定められております。

③取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬の種類別の総額		支給人数
		固定報酬	業績連動報酬 (賞与)	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	99,390千円 （―）	82,890円 （―）	16,500円 （―）	7名 （―）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	19,931千円 （16,031千円）	19,931千円 （16,031千円）	―	3名 （2名）
合計 （うち社外取締役）	119,321千円 （16,031千円）	102,821千円 （16,031千円）	16,500円 （―）	10名 （2名）

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬として取締役に対して賞与を支給しており、算定の基礎として選定した業績指標の内容は連結経常利益の額であり、役位別基本報酬に連結経常利益を指標として月数を乗じて決定しており、支給上限は基本報酬の3ヶ月としております。なお、当連結会計年度の連結経常利益額は24ページの「連結損益計算書」に記載のとおりであります。
3. 上記の報酬等の総額には、当該事業年度中に役員退職慰労引当金として、取締役（監査等委員を除く）12,475千円、取締役（監査等委員）1,725千円（うち社外取締役1,425千円）、合計14,200千円を含めております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

取締役石上尚弘氏は、株式会社アピリッツの監査役であります。当社と兼職先との間には、資本関係及び取引関係はありません。

②当期における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取 締 役 (監査等委員)	中 村 一 哉	当事業年度に開催された取締役会8回中8回に出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会24回中24回に出席し、監査等委員の立場で必要な発言を適宜行っております。また、原則月3回開催され、部長以上で構成される役員部長会36回中35回に出席し、業務執行状況等の把握を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	石 上 尚 弘	当事業年度に開催された取締役会8回中8回に出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会24回中23回に出席し、監査等委員の立場で必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

海南監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	15,000千円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の	15,000千円
財産上の利益の合計額	

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会にて、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①社員等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじかつ社会的責任を果たすため、経営方針及び行動基準からなる「企業行動憲章」を定め、社員等の企業活動の原点とすることを徹底させる。
- ②社長を委員長とする「内部統制委員会」を組織し、事務局を設置すると共に内部監査室を設け、各部門の業務執行状況の監査を定期的に実施している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「取締役会規則」等社内規程に基づき、保存及び管理するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大影響を及ぼすリスクを迅速に認識し、その情報を共有するため、社長を委員長とする「内部統制委員会」のもと、全部門においてリスクの洗い出しと評価を実施し、その対応を検討している。

- ①災害に係るリスクについては、「防災マニュアル」に則って地震、火災、水害等の緊急時対応を定め、訓練の実施を行う。
- ②情報セキュリティに係るリスクについては「情報セキュリティ管理規程」に則り、電子情報の保護、管理、活用を実施している。
- ③その他のリスクについては、担当部門において規則、マニュアル等を定め、適切な運用を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、定例の取締役会を開催し重要事項の決定並びに取締役の業務執行の報告を行う他、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
- ②取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、部長以上で構成される「役員部長会」を原則月3回開催し、業務執行に関する基本的事項等に係る意思決定を行う。
- ③職務権限規程及び稟議規程等意思決定ルールを制定し、業務執行に係る責任と権限を明らかにし、業務の効率的運営を行う。

(5) 会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- ②当社は、関係会社の業務全般にわたる内部統制の適切性と有効性を確保するため、当社「内部統制委員会規程」に基づき、関係会社の業務全般について内部監査を実施する。
- ③取締役は、関係会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告すると共に取締役会に報告する体制を整えている。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ①監査等委員会の職務は内部監査室がこれを補助し、事務局は総務部がこれを行う。
- ②内部監査室の使用人の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- ③内部監査室の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ①当社及び子会社の社員等は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき、又は社員等による違法もしくは不正な行為を発見したときは、監査等委員会に報告する。
- ②監査等委員会は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明又は関係資料の提出を当社及び子会社の社員等に求めることができる。

(8) 上記（7）の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は監査等委員会に報告を行ったものに対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしない。

(9) 当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務に合理的に必要でないと認められた場合を除き、速やかに関係部門より、当該費用又は債務を処理する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、監査等委員は取締役会へ出席するほか、役員部長会その他必要と認める重要な会議に出席することができる。また、監査等委員から要求のあった資料等は、随時提供する。
- ②会計監査人、内部監査室と適時情報交換を行い、相互の連携を図っている。

(11) 反社会的勢力を排除するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断すると共に、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

2) 上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 内部統制システム全般について

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部統制委員会がモニタリングし、課題の洗出しと改善を進めました。内部統制委員会は年6回開催いたしました。また、内部統制委員会は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施いたしました。

(2) コンプライアンス

当社は、コンプライアンス体制の基礎となる経営方針及び行動基準からなる「企業行動憲章」にて、引き続き「法令等の遵守」を掲げ社内外への開示を行っております。

また、コンプライアンスマニュアル、内部通報規程を制定し、社員等のコンプライアンスの徹底及び問題の早期発見と未然防止並びに適切な対応を図るため、体制を整備しております。

(3) リスク管理

当社は、リスク管理規程を制定し、リスクの適時把握を明確化することでリスクの顕現未然防止並びに拡大防止の体制整備を図っております。

(4) グループ管理

当社は、関係会社管理規程を制定し、取締役会が子会社から事前に承認申請又は報告を受ける事項を整備して運営いたしております。子会社の規程見直しを指導し、必要な子会社の内部統制体制の整備を実施いたしております。

(5) 取締役の職務執行

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、定時取締役会を開催し、更に適宜臨時取締役会を含め、当事業年度は8回の取締役会を開催いたしました。また、役員部長会は年36回開催いたしました。

◎本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については、四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年11月30日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	5,886,119	流 動 負 債	4,422,416
現金・預金	910,919	支払手形	172,690
受取手形	221,777	買掛金	1,464,664
売掛金	2,631,712	短期借入金	1,960,000
製什品	1,117,901	1年以内返済長期借入金	100,801
仕掛材	442,041	未払金	338,236
原材料	498,946	未払費用	195,268
前払費用	13,450	未払法人税等	29,869
その他の流動資産	54,219	役員賞与引当金	16,500
貸倒引当金	△4,850	設備支払手形	109,212
		その他の流動負債	35,173
 固 定 資 産	 2,435,405	 固 定 負 債	 1,487,760
有形固定資産	2,215,325	長期借入金	965,318
建物	515,491	役員退職慰労引当金	102,690
構築物	317,537	退職給付に係る負債	290,979
機械装置	1,097,254	長期預り金	89,725
車両運搬具	5,844	その他の固定負債	39,047
工具・器具・備品	186,115	負 債 合 計	5,910,177
土地	74,349	(純資産の部)	
建設仮勘定	18,733	株 主 資 本	2,346,679
無形固定資産	16,895	資本金	610,000
その他無形固定資産	16,895	資本剰余金	58,437
投資その他の資産	203,184	利益剰余金	1,686,444
投資有価証券	77,404	自己株式	△8,202
関係会社株式	3,000		
長期前払費用	15,837	その他の包括利益累計額	64,667
繰延税金資産	92,256	その他有価証券評価差額金	27,233
その他の投資資金	15,985	為替換算調整勘定	37,433
貸倒引当金	△1,300	純 資 産 合 計	2,411,347
 資 産 合 計	 8,321,524	 負 債 及 び 純 資 産 合 計	 8,321,524

(注) 千円未満は切り捨てて表示してあります。

連結損益計算書

(自2021年12月1日 至2022年11月30日)

科 目	金 額	
売上高	千円	千円
売上原価		8,368,423
売上総利益		6,869,455
販売費及び一般管理費		1,498,967
営業利益		1,205,102
営業外収益		293,865
受取利息及び配当金	4,822	
受取補償金	2,384	
為替差益	10,660	
その他の営業外収益	8,637	26,505
営業外費用		
支払利息	17,450	
その他の営業外費用	107	17,558
経常利益		302,812
特別損失		
固定資産除却損	19,338	19,338
税金等調整前当期純利益		283,474
法人税・住民税及び事業税	63,804	
法人税等調整額	812	64,617
当期純利益		218,856
親会社株主に帰属する当期純利益		218,856

(注) 千円未満は切り捨てて表示してあります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

連結株主資本等変動計算書

(自2021年12月1日 至2022年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	610,000	58,437	1,528,465	△8,067	2,188,836
(当期変動額)					
剰余金の配当			△60,878		△60,878
親会社株主に帰属する当期純利益			218,856		218,856
自己株式の取得				△134	△134
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	157,978	△134	157,843
当期末残高	610,000	58,437	1,686,444	△8,202	2,346,679

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	42,413	21,325	63,739	2,252,575
(当期変動額)				
剰余金の配当				△60,878
親会社株主に帰属する当期純利益				218,856
自己株式の取得				△134
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△15,180	16,107	927	927
当期変動額合計	△15,180	16,107	927	158,771
当期末残高	27,233	37,433	64,667	2,411,347

(注) 千円未満は切り捨てて表示してあります。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社……………開溪愛（上海）貿易有限公司

非連結子会社の数 1社……………(有)ケーシーアイサービス

非連結子会社1社については、資産利益等の状況に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

開溪愛（上海）貿易有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、11月30日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社1社は、当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

③ 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

有形固定資産の減価償却方法は定額法によっております。なお、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～45年

機械装置 6～15年

(ロ) 無形固定資産

無形固定資産の減価償却方法は定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(ハ) リース資産

リース資産の減価償却方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

④ 貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権等については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑤ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末において負担すべき支給見込額を計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑦ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑧ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループはゴム薬品、樹脂薬品、中間体、その他の関連工業薬品等化学工業薬品の製造及び販売を主な事業としております。当該事業の製品の販売については、製品の顧客への引渡時に顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断されることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、当社の国内販売においては、製品の出荷時から引渡時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。また、輸出版売においては、インコタームズ等に定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。

有償支給取引については、原材料の支給に伴い支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。また、有償受給取引については、顧客から支給される原材料の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑨ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑩ ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理をしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、輸出版売の一部に関して、従来は船積基準により収益を認識しておりましたが、財又はサービスを顧客に移転し、当該履行義務が充足された一時点で収益を認識することとしております。また、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売手数料を、売上高から控除しております。更に、有償支給取引について、従来は有償支給した支給品等に係る収益を認識しておりましたが、当該収益を認識しない方法に変更しております。有償受給取引について、従来は有償支給元への売り戻し時に売上高と売上原価を計上しておりましたが、純額を収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計基準を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、全ての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、当連結会計年度の売上高は64,109千円減少し、売上原価は56,832千円減少し、販売費及び一般管理費は7,277千円減少し、売上総利益は7,277千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(時価算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「7.金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項の注記を行うこととしております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

勘定科目	金額
製 品	1,117,901
仕 掛 品	442,041
原 材 料	498,946

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価方法は移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しており、正味売却価額が取得原価より下落している場合には正味売却価額で評価し、取得原価との差額を当期の費用として売上原価に計上しております。正味売却価額は、売価から見積販売直接経費を控除して算定しております。

また、長期滞留等により正常な営業循環過程から外れたものについては、収益性の低下の事実を反映するように帳簿価額を処分見込価額まで切り下げております。

これらの見積りには不確実性を伴い、実際の結果が見積りと異なる場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(繰延税金資産)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

勘定科目	金額
繰延税金資産	92,256

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に従い、翌連結会計年度以降の事業計画を基礎に将来の課税所得を見積り、回収可能性がある将来減算一時差異については、スケジューリング可能なものとして繰延税金資産として資産計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積額に依っており、見積りにおいて用いた仮定が市場環境等の変化により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において実際に回収可能な将来減算一時差異も変動する可能性があります。この場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症拡大による影響について、今後の終息時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。

このような状況の下、新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響は、連結計算書類作成時点においては、当連結会計年度末の会計上の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断して、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性などの会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大が今後想定以上に深刻化・長期化した場合には、翌連結会計年度以降の当社グループの財産及び損益の状況に影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		9,604,461千円
(2) 担保に供している資産	有形固定資産	1,930,274千円
上記に対応する債務の額	長期借入金	10,000千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の数 普通株式 1,220,000株
 (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年2月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	60,878	50.00	2021年11月30日	2022年2月25日

- (3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年2月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	60,873	50.00	2022年11月30日	2023年2月27日

7. 金融商品に関する注記

1). 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、有機化学薬品等の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の顧客管理の規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に信用状況を把握する体制をとっております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての買掛金の範囲内にあります。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に取引先企業との業務提携等に関連する株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、個別にデリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。このうち長期のものについては、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避して支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。ヘッジの有効性の評価については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規定に基づき、資金担当部門が資金担当部門長の承認を得て実施しており、また、デリバティブ取引の利用に当たっては、信用リスクを軽減するために国内の大手金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手許流動性の維持を図ることにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2). 金融商品の時価等に関する事項

2022年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金・預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注1）参照）。

	連結貸借対照表計上額（千円） （※1）	時価（千円） （※1）	差額（千円）
投資有価証券			
その他有価証券	74,649	74,649	—
長期借入金（※2）	(1,066,119)	(1,067,064)	△945

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）1年内返済予定の長期借入金100,801千円を含めております。

（注1）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

区 分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	2,755
関係会社株式	3,000

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金・預金	910,919	—	—	—
受取手形	221,777	—	—	—
売 掛 金	2,631,712	—	—	—
合計	3,764,409	—	—	—

（注3）長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	100,801	430,556	452,136	29,976	29,976	22,674

3). 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	74,649	—	—	74,649
資産 計	74,649	—	—	74,649

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長期借入金	—	(1,067,064)	—	(1,067,064)
(1年以内返済長期借入金含む。)				
負債 計	—	(1,067,064)	—	(1,067,064)

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、埼玉県において、賃貸用の土地を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
71,026	845,318

(注) 期末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額であります。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	化学工業薬品事業	不動産賃貸事業	計
顧客との契約から生じる収益	8,330,389	—	8,330,389
ゴ ム 薬 品	4,536,578	—	4,536,578
樹 脂 薬 品	1,083,297	—	1,083,297
中 間 体	1,223,520	—	1,223,520
そ の 他	1,486,992	—	1,486,992
その他の収益	—	38,033	38,033
外部顧客への売上高	8,330,389	38,033	8,368,423

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑧ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社グループの契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約が無いため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,980円62銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 179円75銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年1月20日

川口化学工業株式会社
取締役会 御中

海南監査法人

東京都渋谷区

指定社員 公認会計士 秋 葉 陽
業務執行社員

指定社員 公認会計士 古 川 雅 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川口化学工業株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川口化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2022年11月30日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	5,627,241	流 動 負 債	4,415,479
現金・預金	682,783	支払手形	172,690
受取手形	211,606	買掛金	1,458,293
売掛金	2,686,033	短期借入金	1,960,000
製品	1,054,061	1年以内返済長期借入金	100,801
仕掛材	442,041	未払金	337,557
原材料	498,946	未払費用	195,268
前払費用	11,692	未払法人税等	30,033
その他流動資産	45,001	役員賞与引当金	16,500
貸倒引当金	△4,925	設備支払手形	109,212
		その他流動負債	35,122
固 定 資 産	2,525,466	固 定 負 債	1,487,760
有形固定資産	2,214,380	長期借入金	965,318
建物	515,491	退職給付引当金	290,979
構築物	317,537	役員退職慰労引当金	102,690
機械装置	1,097,254	長期預り金	89,725
車両運搬具	5,844	その他固定負債	39,047
工具・器具・備品	185,169	負 債 合 計	5,903,239
土地	74,349		
建設仮勘定	18,733		
無 形 固 定 資 産	16,895	(純 資 産 の 部)	
その他無形固定資産	16,895	株 主 資 本	2,222,234
投 資 そ の 他 の 資 産	294,191	資本剰余金	610,000
投資有価証券	77,404	資本準備金	58,437
関係会社株	83,000	資本剰余金	58,437
長期前払費用	15,837	利益剰余金	1,561,999
繰延税金資産	104,787	利益準備金	129,930
その他投資	14,460	その他利益剰余金	1,432,069
貸倒引当金	△1,300	固定資産圧縮積立金	9,755
		別途積立金	600,000
		繰越利益剰余金	822,313
		自 己 株 式	△8,202
		評価・換算差額等	27,233
		その他有価証券評価差額金	27,233
		純 資 産 合 計	2,249,468
資 産 合 計	8,152,708	負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,152,708

(注) 千円未満は切り捨てて表示してあります。

損益計算書

(自2021年12月1日 至2022年11月30日)

科 目	金 額	
売上高	千円	千円
売上原価		8,187,144
売上総利益		6,817,861
販売費及び一般管理費		1,369,282
営業利益		1,120,013
営業外収益		249,269
受取利息及び配当金	2,633	
受取補償金	2,384	
為替差益	17,766	
その他の営業外収益	7,830	30,614
営業外費用		
支払利息	17,450	
その他の営業外費用	73	17,524
経常利益		262,359
特別損失		
固定資産除却損	19,338	19,338
税引前当期純利益		243,021
法人税・住民税及び事業税	61,329	
法人税等調整額	△3,193	58,135
当期純利益		184,885

(注) 千円未満は切り捨てて表示してあります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

株主資本等変動計算書

(自2021年12月1日 至2022年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計		
					固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	610,000	58,437	58,437	129,930	10,961	600,000	697,099	1,437,991	△8,067	2,098,361
(当期変動額)										
剰余金の配当							△60,878	△60,878		△60,878
当期純利益							184,885	184,885		184,885
固定資産圧縮積立金 の取崩					△1,205		1,205	—		—
自己株式の取得									△134	△134
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	△1,205	—	125,213	124,007	△134	123,873
当期末残高	610,000	58,437	58,437	129,930	9,755	600,000	822,313	1,561,999	△8,202	2,222,234

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	42,413	42,413	2,140,775
(当期変動額)			
剰余金の配当			△60,878
当期純利益			184,885
固定資産圧縮積立金の取崩			—
自己株式の取得			△134
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△15,180	△15,180	△15,180
当期変動額合計	△15,180	△15,180	108,693
当期末残高	27,233	27,233	2,249,468

(注) 千円未満は切り捨てて表示してあります。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

有形固定資産の減価償却の方法は定額法によっております。なお、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～45年

機械装置 6～15年

②無形固定資産

無形固定資産の減価償却の方法は定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

リース資産の減価償却方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(4) 貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権等については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度末において負担すべき支給見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付に係る自己都合要支給額（従業員の一部については会社都合要支給額）の全額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(8) 重要な収益及び費用の計上基準

当社はゴム薬品、樹脂薬品、中間体、その他の関連工業薬品等化学工業薬品の製造及び販売を主な事業としております。当該事業の製品の販売については、製品の顧客への引渡時に顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断されることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内販売においては、製品の出荷時から引渡時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。また、輸出版売においては、インコタームズ等に定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。

有償支給取引については、原材料の支給に伴い支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。また、有償受給取引については、顧客から支給される原材料の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(9) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(10) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理をしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、輸出版売の一部に関して、従来は船積基準により収益を認識しておりましたが、財又はサービスを顧客に移転し、当該履行義務が充足された一時点で収益を認識することとしております。また、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売手数料を、売上高から控除しております。更に、有償支給取引について、従来は有償支給した支給品等に係る収益を認識しておりましたが、当該収益を認識しない方法に変更しております。有償受給取引について、従来は有償支給元への売り戻し時に売上高と売上原価を計上しておりましたが、純額を収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計基準を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、全ての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高は64,109千円減少し、売上原価は56,832千円減少し、販売費及び一般管理費は7,277千円減少し、売上総利益は7,277千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

(時価算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

勘定科目	金額
製 品	1,054,061
仕 掛 品	442,041
原 材 料	498,946

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価方法は移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しており、正味売却価額が取得原価より下落している場合には正味売却価額で評価し、取得原価との差額を当期の費用として売上原価に計上しております。正味売却価額は、売価から見積販売直接経費を控除して算定しております。

また、長期滞留等により正常な営業循環過程から外れたものについては、収益性の低下の事実を反映するように帳簿価額を処分見込価額まで切り下げております。

これらの見積りには不確実性を伴い、実際の結果が見積りと異なる場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(繰延税金資産)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

勘定科目	金額
繰延税金資産	104,787

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従い、翌事業年度以降の事業計画を基礎に将来の課税所得を見積り、回収可能性がある将来減算一時差異については、スケジュールリング可能なものとして繰延税金資産として資産計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積額に依っており、見積りにおいて用いた仮定が市場環境等の変化により見直しが必要となった場合、翌事業年度において実際に回収可能な将来減算一時差異も変動する可能性があります。この場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症拡大による影響について、今後の終息時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。

このような状況の下、新型コロナウイルス感染症による当社への影響は、計算書類作成時点においては、当事業年度末の会計上の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断して、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性などの会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大が今後想定以上に深刻化・長期化した場合には、翌事業年度以降の当社の財産及び損益の状況に影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		9,602,045千円
(2) 担保に供している資産	有形固定資産	1,930,274千円
上記に対応する債務の額	長期借入金	10,000千円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	115,962千円
	短期金銭債務	6,820千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売上高	352,777千円
	仕入高	161,526千円
	営業取引以外の取引高	360千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数	普通株式	2,531株
------------------	------	--------

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生主な原因

退職給付引当金	115,493千円
役員退職慰労引当金	31,811千円
その他	8,108千円
小計	155,412千円
評価性引当額	△34,299千円
合計	121,112千円

(2) 繰延税金負債の発生主な原因

その他	16,324千円
合計	16,324千円
繰延税金資産の純額	104,787千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） の割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要 株主	山田化成(株)	東京都 千代田区	50,000	各種無機・ 有機化学品 等の販売	被所有 直接 16.6	当社の原料仕入 及び製品の販売 不動産の賃借	製品の販売	1,500,663	売掛金	519,006
							原料の仕入	250,270	買掛金	106,459
							事務所の賃借	11,608		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、毎期価格交渉の上、一般取引先と同様に決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有割合 (％)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(有)ケーシー アイサー ビス	埼玉県 川口市	3,000	化学薬品 製造請負 及び販売	直接 100.0	当社製品の 製造請負 役員の兼任	当社製品製造 請負	73,600	未払金	6,820
							受取手数料	360	未収入金	304
子会社	開 溪 愛 (上海) 貿 易有限公 司	中国 上海市	80,000	ゴム薬品 及び化学 薬品の仕 入並びに 販売	直接 100.0	原材料の仕入 並びに当社製 品の販売役員 の兼任	当社製品販売	352,777	売掛金	115,657
							当社製品仕入	87,926		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、毎期価格交渉の上、一般取引先と同様に決定しております。

10.収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,847円66銭
(2) 1株当たり当期純利益	151円85銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年1月20日

川口化学工業株式会社
取締役会 御中

海南監査法人

東京都渋谷区

指定社員 公認会計士 秋 葉 陽
業務執行社員

指定社員 公認会計士 古 川 雅 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川口化学工業株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第121期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年1月23日

川口化学工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 中 村 一 哉 ㊟

監査等委員 石 上 尚 弘 ㊟

監査等委員 中 西 和 俊 ㊟

(注) 監査等委員中村一哉及び石上尚弘は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株 主 メ モ

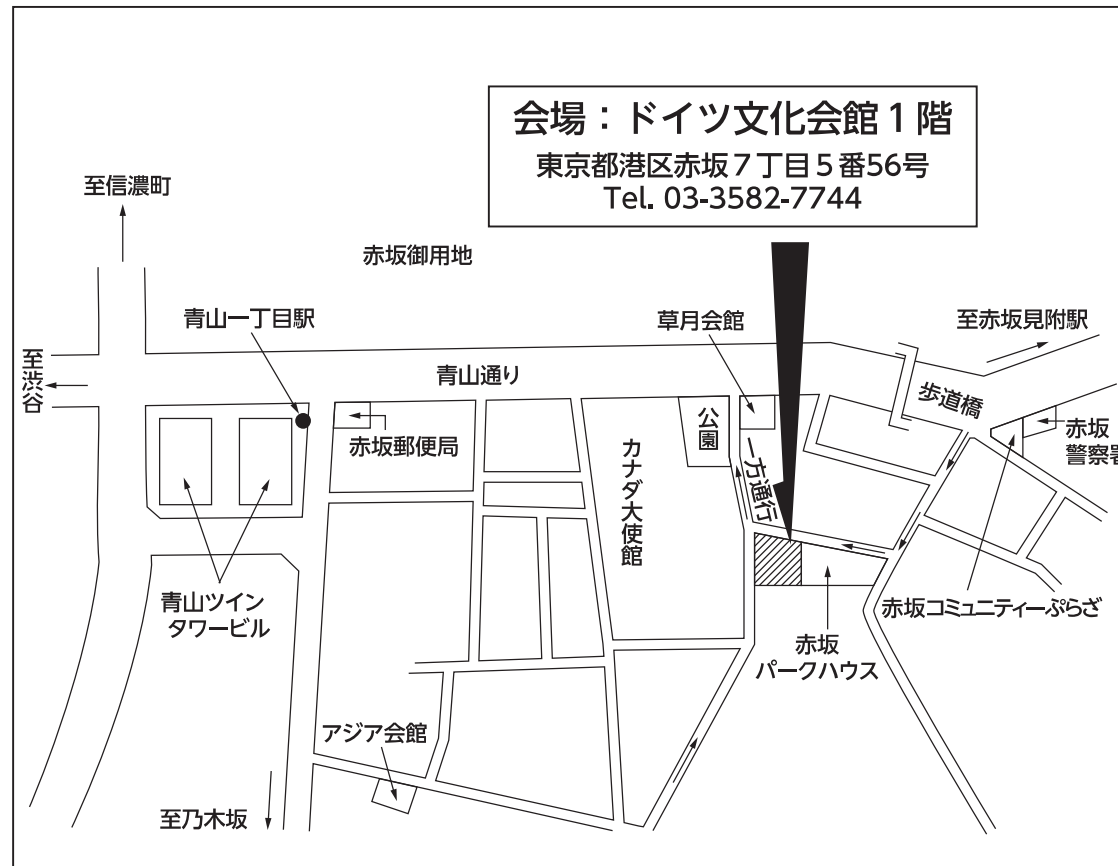
事 業 年 度	12月1日～翌年11月30日
期 末 配 当 金 受 領 株 主 確 定 日	11月30日
定 時 株 主 総 会	毎年2月
株 主 名 簿 管 理 人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特 別 口 座 管 理 機 関	
同 連 絡 先	電 話 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上 場 証 券 取 引 所	東京証券取引所
公 告 の 方 法	電子公告により行う 公告記載URL https://www.kawachem.co.jp/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が発生したときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、口座を開設されている証券会社等にお問合わせ下さい。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意下さい。

なお、未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行の本支店でお支払いいたします。

株主総会会場ご案内図



- ◎地下鉄銀座線・丸ノ内線赤坂見附駅より徒歩10分
- ◎地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線青山一丁目駅より徒歩10分



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。